別紙３

令和　　年　　月　　日

蕨市長　あて

**誓　約　書**

１．提出書類及び添付書類全てについては、蕨市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例及び蕨市民間留守家庭児童指導室実施事業者募集要項を理解したうえで記載添付しました。各記載事項に虚偽がないことを誓約いたします。

２．民間留守家庭児童指導室を実施するにあたり、蕨市及び利用者又は近隣住民等に対して虚偽その他不正、不誠実な行為、発言等は一切いたしません。

３．会社更生法（平成14年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第７５号）に基づく破産手続き開始の申立てをおこなっておりません。

４．設置施設の設備構造等は、建築基準法等その他関連法令に適合しています。

５．設置物件の管理者（又は所有権者）及び隣接者等との間に当該事業の実施について承認が得られていることを証します。

６．児童一人一人の心身の発育や発達の状況に対応し、放課後児童クラブ運営指針（平成２７年３月３１日雇児発０３３１第３４号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づいた保育を実施します。

７．保護者等から苦情があった場合には、迅速かつ適切に対応します。

８．候補事業者に選定された後は、速やかに令和８年４月１日の事業開始準備にあたります。

９．民間留守家庭児童指導室を実施する時は、同事業に関する各種法令及び例規に加えて、蕨市からの助言、指導に従い事業を実施します。

事業者名

所在地

役職名

 代表者氏名　　　　　　　　　　　　　印